

都市計画マスタープランとは

1 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン（以下、「マスタープラン」といいます。）」は、都市計画法第18条の2の規定により市町村が策定するものとされている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

2 目的

光市では、平成19年3月に策定した「光市総合計画」に基づき、新たな都市経営を進めているところです。合併前の光市では、平成13年に策定した「光市都市計画マスタープラン」に沿った計画的な都市づくりを進めていましたが、1市1町の合併に伴い、新「光市」の現状や課題を踏まえた新たな「マスタープラン」を策定し、合併による市域の拡大や都市計画区域の再編、さらには時代の急激な変化に対応できる将来ビジョンや目指すべき都市像を明らかにしようとするものです。

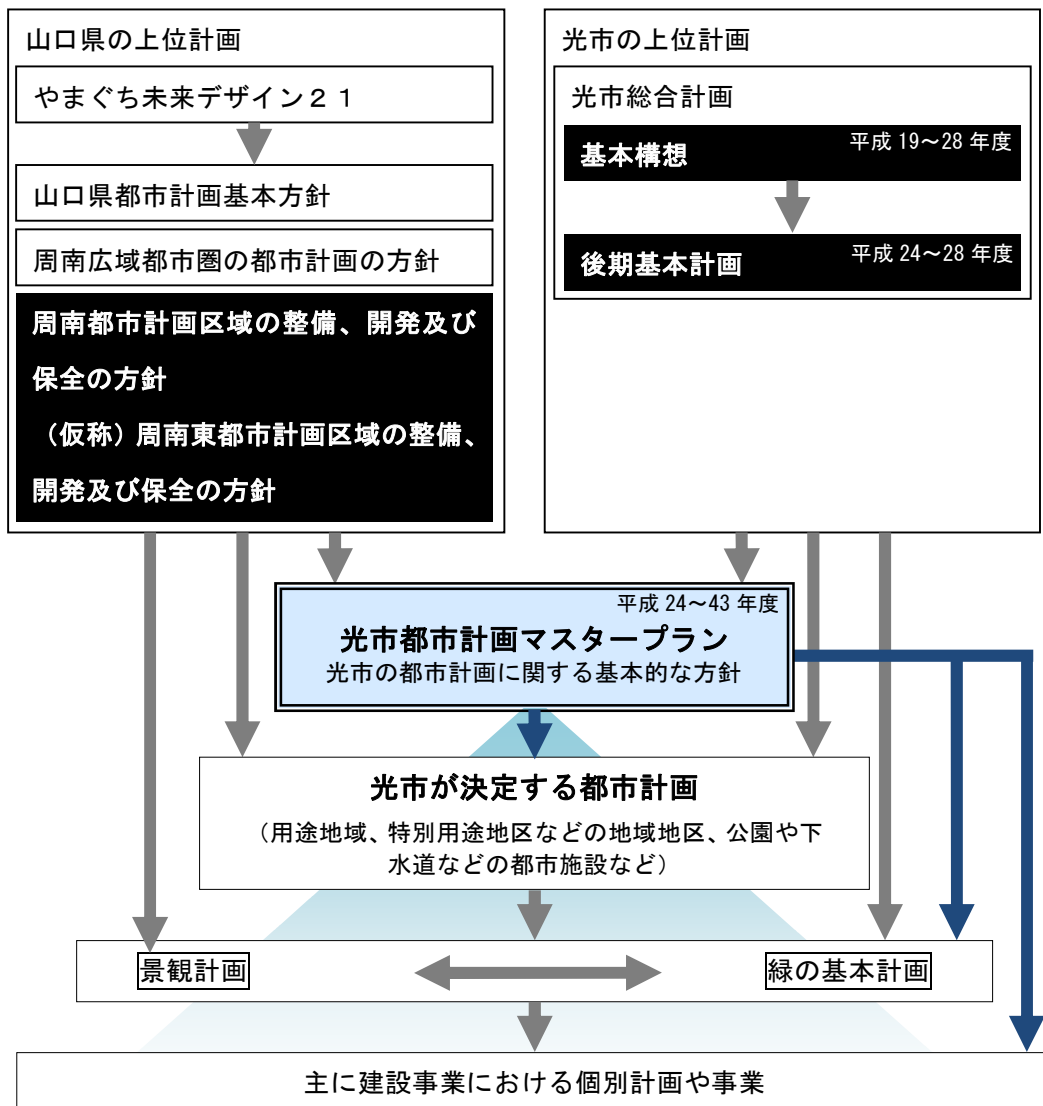
具体的には、本市の将来都市構造をはじめ、土地利用や市街地整備に関する方針、道路、公園、下水道などの各種都市施設の配置や整備に関する方針のほか、都市防災や景観形成など都市計画と密接に関わりのある各種課題を解決するための方向性を定めます。同時に、地域別の都市づくりの方針も明らかにするなど、総合的かつ一体的な都市づくりを進めるための長期的な指針として策定します。

3 計画の位置付け

「マスタープラン」は、「市町村の建設に関する基本構想」（光市総合計画）や山口県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定するものです。本市が決定する都市計画は、「マスタープラン」に即して行わなければなりません。また、同時に策定予定である「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」や、今後策定することとしている「良好な景観の形成に関する計画（景観計画）」についても、「マスタープラン」に適合するものでなければなりません。

なお、本市では、「マスタープラン」を都市計画の分野に限ることなく、建設事業を中心とする都市づくりに関する長期的な方針にも位置付けるものとします。

■ マスタープランの位置付けの概念図



4 計画の対象範囲

現在、山口県において都市計画区域の再編が検討されており、都市計画区域外である小周防・立野地区が都市計画区域に編入される方針が示される予定です。

「マスタープラン」は、本来、都市計画区域を対象に策定されるものですが、再編に係る地区を含む一体的なまちづくりを進めるため、対象範囲を光市の行政区域全域とします。

5 計画の期間

「マスタープラン」は、長期的な都市の将来像を展望して策定するものであり、策定から20年後の平成43年度（2031年度）までを計画期間とします。

光市の都市計画の現況

1 都市計画区域

都市計画区域とは、人口、就業者数など一定の要件を満たす市街地を含み、かつ自然的・社会的条件などを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域とされています。

本市は、周南都市計画区域と大和都市計画区域の2つの都市計画区域に属しています。

周南都市計画区域は、本市と周南市及び下松市の各一部の広域による区域として昭和45年12月22日に指定されました。

大和都市計画区域は、旧大和町の全域を区域として昭和52年7月29日に指定されました。

(単位：h a)

区域名等	光地域	大和地域	合計
行政区域	5,985	3,209	9,194
都市計画区域	4,760	3,209	7,969
周南都市計画区域	4,760	—	4,760
大和都市計画区域	—	3,209	3,209
都市計画区域外	1,225	—	1,225

2 土地利用の現況

(1) 市街化区域と市街化調整区域との区分

都市の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画区域に市街化区域と市街化調整区域との区分（以下、「区域区分」といいます。）を決定することができます。周南都市計画区域は、昭和45年12月25日に区域区分が決定されました（いわゆる線引き都市計画区域）。

大和都市計画区域は、区域区分が決定されていません（いわゆる非線引き都市計画区域）。

(単位：h a)

都市計画区域名	市街化区域	市街化調整区域	合計
周南都市計画区域	1,414	3,346	4,760
大和都市計画区域	—	—	3,209

(2) 地域地区

地域地区は、都市内の土地利用の形態について、どのような用途に振り分けるべきかを一定の範囲ごとに定めるものです。

① 用途地域

主なものとして、市街地における土地利用の基本となる用途地域があります。周南都市計画区域では市街化区域の全域に、大和都市計画区域では一部の地域に、それぞれ用途地域が決定されています。

(単位：h a)

用途地域	周南都市計画区域	大和都市計画区域
第1種低層住居専用地域	124.8	15.3
第2種低層住居専用地域	—	—
第1種中高層住居専用地域	392.0	74.0
第2種中高層住居専用地域	22.6	—
第1種住居地域	312.7	93.0
第2種住居地域	8.0	—
準住居地域	34.2	—
近隣商業地域	56.7	7.8
商業地域	65.2	8.6
準工業地域	79.1	4.0
工業地域	16.0	—
工業専用地域	302.8	—
合計	1,414	202

② 防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、防火性能の高い建築物等の建築を促進することにより、市街地における火災の危険を防除するために定める地域です。

(単位：h a)

防火地域・準防火地域	周南都市計画区域	大和都市計画区域
防火地域	—	—
準防火地域	121.9	16.4

③ 特別用途地区

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区です。

(単位：h a)

特別用途地区	周南都市計画区域	大和都市計画区域
特別工業地区	—	4.0

④ 臨港地区

港湾における様々な活動の円滑化や港湾施設の適正な管理、運営を行うため定める地区です。

(単位：h a)

臨港地区	周南都市計画区域	大和都市計画区域
臨港地区	2.2	—

2 都市計画施設の現況

都市での活動や都市で暮らす人々を支える基盤施設となる施設のうち重要なものについて、それらの位置や規模などを都市計画で決定しています。決定することにより、長期的な視点に基づいた計画的な整備が明確に位置付けられるとともに、計画区域内においては建築物の建築に一定の制限が課され、事業進捗が容易になることが見込まれるなどの効果もあります。

(1) 都市計画道路

(単位：m)

番号	施設名	計画延長	改良済み延長
3・3・101	国道188号虹ヶ浜室積線	10,650	8,250
3・3・102	高洲線	900	900
3・4・103	虹ヶ丘森ヶ峠線	6,270	4,390
3・4・104	虹ヶ浜線	310	310
3・4・105	普賢寺埠頭線	1,150	1,080
3・4・106	船戸三太線	1,000	850
3・5・107	島田市島田駅前線	4,300	2,980
3・5・108	瀬戸風線	500	0
3・5・109	流川線	670	670
3・5・110	花園大平線	930	490
3・5・111	川園線	4,300	1,498
3・5・112	原線	1,300	150
3・5・113	金山線	600	600
3・5・114	新開神田線	1,800	1,600
3・5・115	浜線	1,630	1,630
3・6・116	高洲虹ヶ浜線	1,350	1,350
3・4・117	花園島田線	1,170	1,170
3・4・118	浅江花園線	280	280
3・5・119	泉町花園線	310	310
合 計		39,420	28,508

(2) 都市計画駐車場

(単位：m²)

番号	施設名	計画面積	整備済み面積
3	光駅北口自転車駐車場	880	880
合 計		880	880

(3) 都市計画公園

(単位：h a)

番号	施設名	計画面積	整備済み面積
2・2・1	室積市場公園	0.43	0.43
2・2・2	丸山町公園	0.38	0.38
2・2・3	わかば公園	0.67	0.67
2・2・4	今柵公園	0.31	0.31
2・2・5	花園町公園	0.09	0.09
2・2・6	宝町公園	0.17	0.17
2・2・7	虹ヶ浜北公園	0.40	0.40
2・2・8	浅江公園	0.10	0.10
2・2・9	池原公園	0.10	0.10
2・2・10	浴児童公園	0.10	0.10
3・3・1	虹ヶ丘公園	2.20	2.20
5・5・1	冠山総合公園	23.5	12.4
6・5・1	光スポーツ公園	15.7	15.0
2・2・1	溝呂井児童公園	0.28	0.28
6・5・1	大和総合運動公園	14.2	12.32
合 計		58.63	44.95

(4) 都市計画緑地

(単位：h a)

番号	施設名	計画面積	整備済み面積
4	西河原緑地	0.9	0.9
5	庁舎前緑地	0.1	0.1
9	光つつじ苑	0.9	0.9
10	虹ヶ浜西緑地	1.8	1.4
合 計		3.7	3.3

(5) 都市計画墓園

(単位：h a)

番号	施設名	計画面積	整備済み面積
8・4・1	西部墓園	7.7	2.8
合 計		7.7	2.8

(6) 都市計画下水道

(単位：h a)

施設名	計画区域面積	処理区域面積
光市流域関連公共下水道（光地域）	1,105	769.4
光市流域関連公共下水道（大和地域）	202	127.0
合 計	1,307	896.4

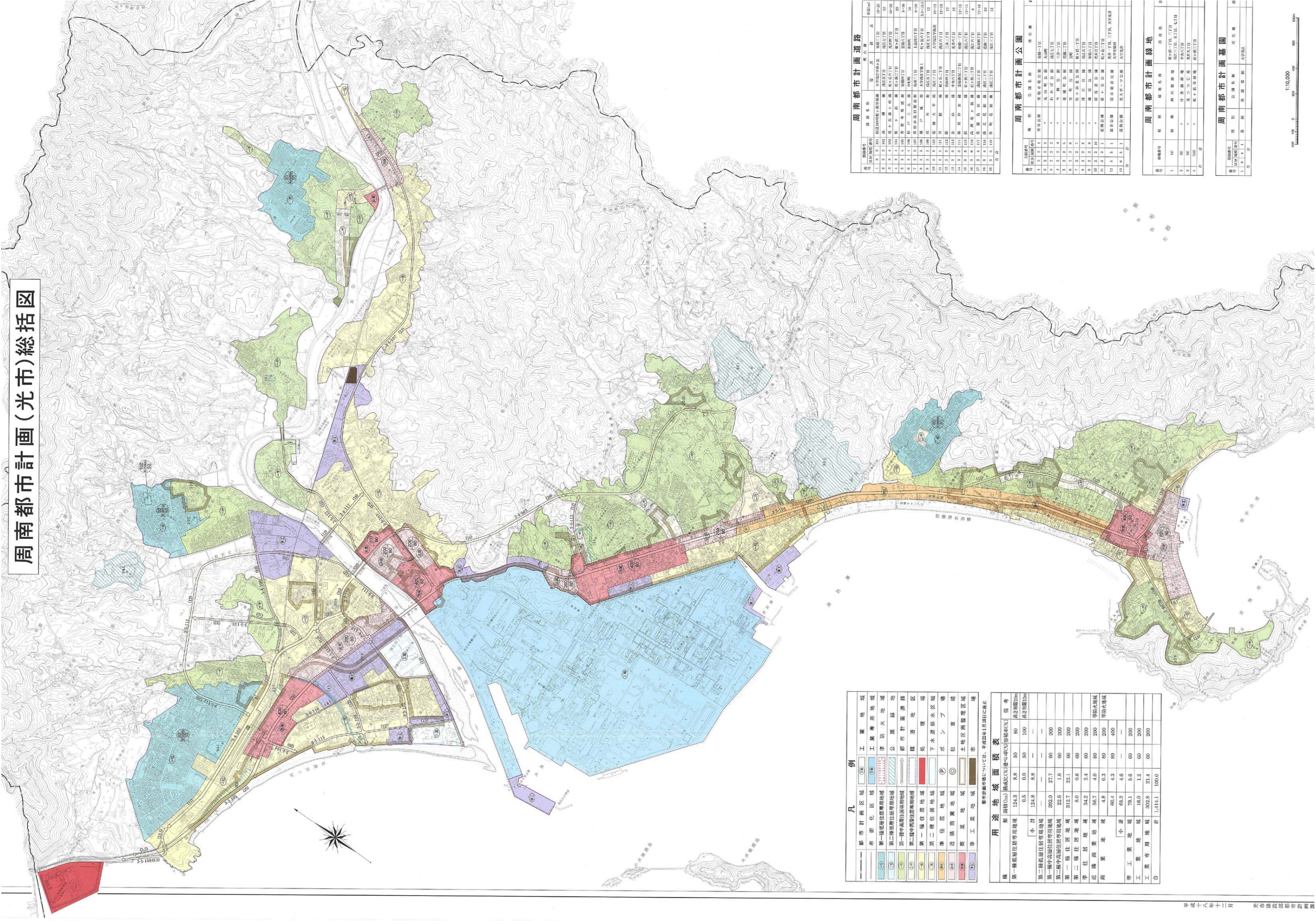
(7) 都市計画ごみ処理場

(単位：m²)

番号	施設名	計画面積	整備済み面積
1	周南東部環境施設組合リサイクルセンター	15,000	15,000
合計		15,000	15,000

※ 整備済み面積等については、平成23年3月31日現在

周南都市計画(光市)総括図



凡例

都市計画区域	工業地域
市街化区域	工業専用地域
第一種低層住居専用地域	準防火地域
第二種低層住居専用地域	公園緑地
第一種中高層住居専用地域	都市計画道路
第二種中高層住居専用地域	臨港地区
第一種住居地域	処理場
第二種住居地域	下水道排水区域
準住居地域	ポンプ場
近隣商業地域	駐留場
商業地域	土地区画整理区域
準工業地域	市境

用途地域面積表
 都市計画区域については、平成22年1月1日現在に截止

種別	面積(m ²)	面積比(%)	人口密度(人/km ²)	容積率(%)	備考
第一種低層住居専用地域	124.3	8.8	50	80	高さ制限10m
第二種低層住居専用地域	—	—	—	—	高さ制限12m
第一種中高層住居専用地域	392.0	27.7	60	200	
第二種中高層住居専用地域	312.7	22.1	60	200	
第一種住居地域	8.0	0.6	60	200	
第二種住居地域	34.2	2.4	60	200	
準住居地域	56.7	4.0	80	200	準防火地域
商業地域	4.8	0.3	80	200	準防火地域
準工業地域	60.4	4.3	80	400	
小計	65.2	4.6	—	—	
準工業地域	79.1	5.6	60	200	
工業専用地域	16.0	1.2	60	200	
工業専用地域	302.8	21.4	60	200	
合計	1,141.1	100.0			

周南都市計画道路

道路番号	道路名称	道路種別	延長(m)	幅員(m)	完成年度
1	101 国道10号	国道	18,235	22	
2	102 国道10号	国道	18,235	22	
3	103 国道10号	国道	18,235	22	
4	104 国道10号	国道	18,235	22	
5	105 国道10号	国道	18,235	22	
6	106 国道10号	国道	18,235	22	
7	107 国道10号	国道	18,235	22	
8	108 国道10号	国道	18,235	22	
9	109 国道10号	国道	18,235	22	
10	110 国道10号	国道	18,235	22	
11	111 国道10号	国道	18,235	22	
12	112 国道10号	国道	18,235	22	
13	113 国道10号	国道	18,235	22	
14	114 国道10号	国道	18,235	22	
15	115 国道10号	国道	18,235	22	
16	116 国道10号	国道	18,235	22	
17	117 国道10号	国道	18,235	22	
18	118 国道10号	国道	18,235	22	
19	119 国道10号	国道	18,235	22	
合計					

周南都市計画公園

公園番号	公園名称	所在
1	1 公園	公園
2	2 公園	公園
3	3 公園	公園
4	4 公園	公園
5	5 公園	公園
6	6 公園	公園
7	7 公園	公園
8	8 公園	公園
9	9 公園	公園
10	10 公園	公園
11	11 公園	公園
12	12 公園	公園
13	13 公園	公園
14	14 公園	公園
15	15 公園	公園
16	16 公園	公園
17	17 公園	公園
18	18 公園	公園
19	19 公園	公園
合計		

周南都市計画緑地

緑地番号	緑地名称	所在
1	1 緑地	緑地
2	2 緑地	緑地
3	3 緑地	緑地
4	4 緑地	緑地
5	5 緑地	緑地
6	6 緑地	緑地
7	7 緑地	緑地
8	8 緑地	緑地
9	9 緑地	緑地
10	10 緑地	緑地
11	11 緑地	緑地
12	12 緑地	緑地
13	13 緑地	緑地
14	14 緑地	緑地
15	15 緑地	緑地
合計		

周南都市計画墓園

墓園番号	墓園名称	所在
1	1 墓園	墓園
2	2 墓園	墓園
3	3 墓園	墓園
4	4 墓園	墓園
5	5 墓園	墓園
6	6 墓園	墓園
7	7 墓園	墓園
8	8 墓園	墓園
9	9 墓園	墓園
10	10 墓園	墓園
11	11 墓園	墓園
12	12 墓園	墓園
13	13 墓園	墓園
14	14 墓園	墓園
15	15 墓園	墓園
合計		



